

日EU経済連携協定における地理的表示に関する合意の概要

2017年7月

高橋 梯二

日EU経済連携協定（EPA）は、約4年間の交渉を経て、2017年7月初旬大筋の合意に至った。関税、非関税障壁の軽減と撤廃、地理的表示など広範な分野において合意がなされたが、そのうち、地理的表示の交渉結果についての合意の概要を紹介する。

1. 農産物、食品についての地理的表示合意

(1) 日本は、EUの地理的表示71品目を日本市場で保護する。

日本はEUの地理的表示71品目について保護することとし、その国内手続きを開始する。

この保護については7年間の猶予期間が設けられる。したがって、7年の間はそれらの品目の地理的表示名の使用が日本市場において認められる。

なお、この保護は海外から日本市場への輸出に対しても適用される。例えば「フェタ」の名前を用いた第3国からのチーズの輸入は禁止される。

日本が保護することとした主な品目は次のとおりである。

ジャンボン ド バイヨンヌ（フランス）、プルノーダジャン（フランス）、ロックフォール（フランス）、フェタ（ギリシャ）、セゲディ サラーミ（ハンガリー）、アジアーゴ（イタリア）、ゴルゴンゾーラ（イタリア）、グラナ パダーノ（イタリア）、モッツアレッタ ディ ブファーラ カンパーニャ（イタリア）、パルミジャーノ レッジャーノ（イタリア）、ペコリーノ ロマーノ（イタリア）、エダム ホランド（オランダ）、ゴード ホランド（オランダ）、スコッティッシュ ファームドサーモン（イギリス）、ホワイト スティルトン チーズ（イギリス）

なお、71品目については農林水産省のホームページに掲載されている。

農林水産省は、7月11日にこれらの品目を公示し、3ヵ月後の10月11日を期限としてパブリックコメントを求めた。この手続きは2016年9月に成立したTPP関連法律により地理的表示法が改正され、それに定められている。これによれば、地理的表示の国間の相互の保護については、自国が保護しようとする海外の地理的表示については公示を行い、関係者からのコメントを求め、指定することになっている。今回の公示はこの規定に従ったものである。

ここで問題になるのは、日本において、これらの地域名称が日本で登録された商標と競

合していないか、一般名称と認識されていないか、また地理的表示として保護することが適当でないかなどが問題となる。これらの点で問題があると考える関係者は意見を提出することになる。

また、複合名称（例えば「ゴーターランド」など）についての保護の取り扱いが問題となろう。「ゴーター」単独では保護されず、「ゴーターランド」の複合名称のみが保護されるという取り扱いがTPP等で議論されており、今回のパブリックコメントを考慮したうえで、EUと交渉し取り扱いを確定しなければならないということになると思われる。

さらに、リストに載せられた品目名称の類似名称がどこまで保護されるのかという問題がある。日本もEUも類似名称について酒類以外の製品についても追加的保護をするという法制がなされている。例えば、チーズについて「パルミジャーノ レッジャーノ」の類似名称（あるいは翻訳名称）ともいえる「パルメザン」の名称が保護されるのか等の問題がある。アメリカはもとより、日本でもパルメザンの名称のチーズが造られ販売されており、輸入もされている。この名称が保護され日本市場で使えなくなるのは経済的損失を被る産業もあることから大きな問題となろう。欧州司法裁判所は、「パルメザン」についても保護される（使用が禁止される）という判断を下している。このような問題についてどのような取り扱いとするか結論が出されなければならないと思われる。

（２）EUの31の日本の地理的表示についてEU市場で保護する。

一方、EUは、日本で登録された地理的表示について、豊表、生糸など食品でないもの等を除き31品目を保護することとした。EUにおいてもその手続きをとることとなる。

EUが保護するとして31品目のうちで主なものは次のとおりである。

但馬牛、神戸ビーフ、特産松坂牛、米沢牛、前沢牛、あおもりカシス、夕張メロン、八女伝統本玉露、市田柿、鹿児島壺造り黒酢

このEU市場での保護により、第3国からEUに輸出される牛肉には「神戸ビーフ」等の日本の地理的表示産品の名称及び類似名称は使えないこととなり（表示禁止）、日本にとっては経済的価値の高い保護となろう。

2. ワイン等についての地理的表示合意

（１）日本は、EUの地理的表示139品目を日本市場で保護する。

日本はEUのワイン及びその他のアルコール飲料について地理的表示139品目について保護することとし、その手続きを開始する。

この保護については5年間の猶予期間が設けられる。したがって、5年の間はそれらの品目の地理的表示名の使用が日本市場において認められる。

なお、この保護は海外から日本市場への輸出に対しても適用される。例えば「シャブリ」の名称を用いたワインの第3国からの日本への輸出は禁止される。

保護することとした主な品目は次のとおりである。

ヴジェヨヴィツケ・ピヴォ、パイエリツシェス・ビア、ミュンヘナー・ビア、フランケン、モーゼル、ラインガウ、アlicant、カバ、ヘレス/シェレス/シェリー、マラガ、リベラ・デル・ドウエロ、リオハ、バレンシア、アルマニャック、カルバドス、コニャック、ボージョレー、ボルドー、ブルゴーニュ、シャブリ、シャンパーニュ、コート・デュ・ローヌ、オーメドック、サンテミリオン、ソーテルヌ、トカイ、アイリッシュ・クリーム、アイリッシュ・ウイスキー、グラッパ、アスティ、キアンティ、マルサーラ、トスカーナ/トスカーノ、マディラ、ポート/ポート・ワイン、スコッチ・ウイスキー、ウゾ/ウーゾ

国税庁は、7月12日にこれらの品目を公示し、3か月後の10月12日を期限としてパブリックコメントを求めた。この手続きについては、2015年に定められ施行された酒類の地理的表示基準（国税庁告示）第6項によれば、保護しようとする地理的表示が指定しないとする事項に該当しないかどうか当該国との交渉等を通じて確認することとしている。第3項に定められた指定しないとする事項は、①同一または類似の表示が登録商標権に係る商標権を侵害するおそれがあること、②日本において酒類の一般的な名称として使用されていること、③これら以外に保護することが適当でない認められること、などである。

この手続きにおいても同一または類似の表示が商標権を侵害するおそれがあるかどうか、あるいは一般名称になっているかどうかなどが、一部の地理的表示名称に関連してパブリックコメントなどでも問題が提起されると思われる。また同一の名称あるいは、ごく近似した名称が日本産に使用されている品目がごく少数あるとも思われ、この場合は使用ができなくなると考えられる。

(2) EUは、ワインの「山梨」、清酒の「日本酒」、「山形」、「白山」、焼酎の「壱岐」、「球磨」、「薩摩」、「琉球」をEU市場で保護する。

この保護により、EU域内では「日本酒」、あるいは「Japanese sake」などの類似の名称の使用が禁止されるほか、第3国が「日本酒」あるいは類似の名称でEU市場に輸出することができなくなる。「日本酒」についてのEUのこの保護は比較的価値の大きなものであろう。

3. ワイン等についての関税、非関税措置についての合意

以上のほか地理的表示ではないが、ワイン等について関税及び非関税措置について次のような合意がなされた。

(1) 関税の引き下げ

ワイン

日本 即時撤廃

EU 即時撤廃

清酒、焼酎

日本 清酒、焼酎の関税を11年目に撤廃

EU 清酒の関税を即時撤廃、(焼酎についてはすでに無税)

(2) 非関税措置の軽減

① 日本ワインに対するEUのワイン醸造基準適用緩和

EUは、日本ワイン（日本で収穫されたブドウ100%で造られるワイン）について日本の醸造基準を認め、今まで、適用していたEU基準への適合の条件を改め、日本のワイナリーの自己証明により、日本ワインの輸入を認めることとした。つまり、EU基準に準拠していなくてもよいことになった。

この措置は、今まで、EUにワインを輸出する場合、補糖や補酸などの厳しいEU基準に準拠するのは難しく、コストもかかっていたが、これが、日本の基準に適合していれば、輸出が可能となるということであり、日本ワインの輸出拡大にとっての大きな成果である。

② ワインに添加できる添加物の種類の拡大

従来、添加物については、日本で承認されているものがEUでは承認されておらず、逆にEUで承認されているものが日本では承認されていないものがある。これが互いの貿易障害になっていたが、今後、両者で相互にこのような添加物の承認を進めていくこととし、食品衛生当局への承認申請などそのための作業開始することとした。

日本側 25 食品添加物 日本側は国税庁がEU企業に代わり厚生労働省に承認申請

EU側 28 食品添加物

③ 蒸留酒の容器容量規制の緩和

EUは、単式蒸留焼酎について日本で流通する4合びんや一升びんを使ったものはEU基準に適合していないことから輸出できなかったが、これらのびんの焼酎の輸出を

認める。

なお、これらのワインを含む酒類の規格基準については、EUの厳しい規制がEUへの輸出される酒類に適用され、輸出にあったっての障害になっているが、今回の合意によって、このような規制の緩和が外交交渉によって緩和できる道が開かれたと思われ、大きな意味を持つものであると思われる。

アメリカ、オーストラリア、南アフリカなどEUに対するワインの輸出国は以前からワイン貿易に関する協定をEUと締結し、EUの規制適用の緩和を図ってきた。日本については、今後EPAがそれと同様の役割を果たしていくと思われる。

4. 日EU経済連携協定における地理的表示合意の意義

日本とEUは、農業に長い歴史を持ち、また、地域の農業と食文化について共通する面をもっていることから、日本は、2015年になって、EUが発展させてきた地理的表示制度に近似した法律制度を採用した。このことから日本とEUは、地理的表示において互いに協力できる関係になっていた。今回の経済連携協定の内容は、対立関係の調整というよりは、地理的表示制度運用の世界的なルール作りに貢献するという役割も持っているようにも思われる。世界では、現在、地理的表示制度の本来の目的や保護の内容が異なっており、対立も生じている中であって、このような合意ができたことの世界に与えるインパクトは小さくないと思われる。